

「健全化判断比率等」の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、宇和島市の令和 5 年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を公表いたします。

健全化判断比率のうち何れかが早期健全化基準以上となった場合には「**財政健全化計画**」、財政再生基準以上となった場合には「**財政再生計画**」の策定が義務付けられます。

また、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上となった場合には「**経営健全化計画**」の策定が義務付けられます。

当市につきましては、繰上償還など財政健全化に努めた影響により、何れの比率も基準を下回っています。

今後も、安定した財政運営に努めてまいります。

なお、比率の詳細につきましては、参考）制度の概要・比率の概要をご覧ください。

I. 健全化判断比率

比率	健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
	5 年度	4 年度	3 年度		
実質赤字比率	—	—	—	12.01%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	17.01%	30.00%
実質公債費比率	6.2%	5.3%	4.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	—	350.0%	—

注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字なしのため「—」で表示

将来負担比率については該当なしのため「—」で表示

早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて異なります

- ・実質赤字比率とは
一般会計等の実質赤字額が標準財政規模(標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模)に占める割合
- ・連結実質赤字比率とは
市が設置する全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ・実質公債費比率とは
公債費に要する一般財源等が標準財政規模に占める割合
- ・将来負担比率とは
将来の負担見込額が標準財政規模に占める割合

II. 資金不足比率

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
病院事業会計	—	
介護老人保健施設事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
小規模下水道事業特別会計	—	

注) 各会計ともに資金不足を生じていない(黒字)ため「—」で表示

- ・資金不足比率とは
公営企業会計ごとに、資金不足額が事業規模に占める割合